

柴田町子ども計画（概要版）

【計画の策定にあたって】

1 計画策定の背景

令和5年（2023年）に、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な法として「子ども基本法」が施行され、また、子ども基本法の理念に基づき、子ども政策を総合的に推進するための基本的な方針等定める「子ども大綱」が閣議決定されました。

子ども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担うすべての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として均しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざすもので、市町村においては、子ども大綱と都道府県の計画を勘案し、子どもや子育て当事者の意見を反映した「子ども計画」を策定することが努力義務とされたところです。

2 計画の位置づけと計画期間

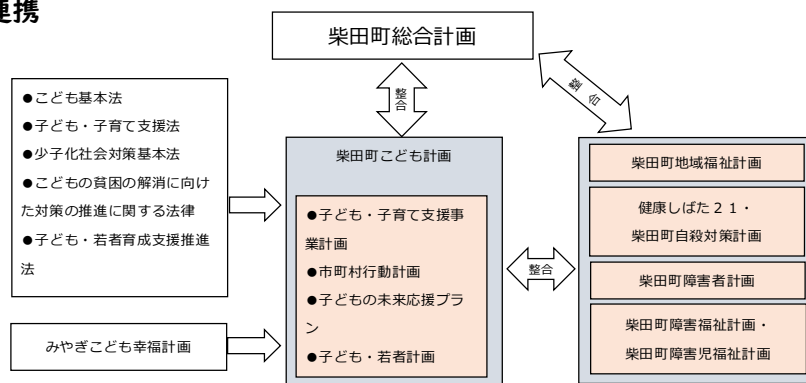
柴田町子ども計画は、子ども基本法第10条第2項に規定する「市町村子ども計画」に位置付け、国の子ども大綱を踏まえるとともに、みやぎ子ども幸福計画を勘案して策定します。また、本計画は、次の計画を包含するものとして策定します。

- 市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法）
- 市町村行動計画（次世代育成支援対策推進法）
- 市町村子どもの貧困の解消に向けた計画（子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律）
- 市町村子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法）

また、町の最上位計画「柴田町総合計画」、「柴田町地域福祉計画」、「健康しばた21」などとの整合・連携を図ります。

本計画は、第2期柴田町子どもの未来応援プラン～子どもの貧困対策整備計画～及び第3期柴田町子ども・子育て支援事業計画それぞれの計画期間を統一するため、令和8年度（2026年度）から令和11年度（2029年度）までの4年間を計画期間としますが、次期計画以降は5年間を計画期間とします。

■他計画との連携



【計画の基本的な考え方】

本町では、第2期柴田町子どもの未来応援プラン～子どもの貧困対策整備計画～及び第3期柴田町子ども・子育て支援事業計画において、「みんなで育てよう きらりと光る しばたの子」を基本理念として掲げ、施策を推進してきました。

この基本理念は、一人ひとりのこどもが心身ともに健やかでたくましく育ち、自分の将来に希望が持てる地域社会の実現に向けて、家庭・学校・地域・職域その他の社会のあらゆる分野の関係者が連携し、社会の様々な構成員との協働による総合的な取り組みに力を尽くすという決意を表しています。

本計画では、これまでの取り組みを継承しつつ、乳幼児期、学童期・思春期、青年期といった各ステージや子育て世代に応じた施策を展開していきます。

基本理念については、こども大綱が目指す、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向け、新たな基本理念を掲げて推進していきます。

■基本理念

こどもと若者の 笑顔があふれるまち しばた

1 ライフステージを通じた支援

基本目標 1-1

こども・若者の権利の保障

基本目標 1-2

多様な遊びや体験、
活躍できる機会づくり

基本目標 1-3

こどもの貧困対策の推進

基本目標 1-4

病気・障がいのある
こども・若者への支援

基本目標 1-5

犯罪などからこども・若者を守る
取組による安心・安全な社会の実現

2 ライフステージ別の支援

基本目標 2-1

安心してこどもを産み育てる
ことができる環境づくりの推進

基本目標 2-2

健やかにこどもが成長できる
環境づくりの推進

基本目標 2-3

若者を支える環境づくりの推進

3 子育て当事者への支援

基本目標 3-1

子育てや教育に関する
経済的負担の軽減

基本目標 3-2

地域子育て支援、家庭
教育支援

基本目標 3-3

共働き・共育での推進、男性の家事・
子育てへの主体的な参画促進・拡大

基本目標 3-4

ひとり親への
支援

【施策の展開】

1 ライフステージを通じた支援

基本目標 1-1 こども・若者の権利の保障

こども・若者の権利について周知、啓発を推進するとともに、こどもや若者の虐待防止について継続して実施していきます。また、ヤングケアラーについては、その家族に寄り添いながら支援を推進します。

施策	
(1) こども・若者の権利に関する理解促進	(2) こども・若者虐待防止の推進
(3) ヤングケアラーへの支援	

基本目標 1-2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

こどもの主体的な活動を大切にしながら、多様な遊びや体験を通じてこどもの健全な心身の発達を図るため、安全・安心な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動に取り組みます。

施策
(1) 遊びや体験等の機会創出とこども・若者が活躍できる機会づくり

基本目標 1-3 こどもの貧困対策の推進

こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、地域や社会全体で課題を解決するという認識の下、教育・生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援を進めていきます。

施策	
(1) 教育・生活の支援	(2) 保護者に対する就労の支援
(3) 経済的支援	

基本目標 1-4 病気・障がいのある子ども・若者への支援

障がいの有無にかかわらず、一人ひとりの個性を尊重し、ともに生活していけるように引き続き理解の促進を図るとともに、関係機関などと連携しながら支援していきます。

施策

(1) 障がい児等支援の推進

基本目標 1-5 犯罪などから子ども・若者を守る取組による安心・安全な社会の実現

子ども・若者が自ら適切な判断ができるよう、引き続き交通安全・防犯教育に取り組むとともに、地域ぐるみで子どもを見守るための活動を継続していきます。

施策

(1) 交通安全・防犯対策の推進

2 ライフステージ別の支援

基本目標 2-1 安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進

安心して子どもを産み育てことができるように、子ども家庭センターにおいて産前産後から子育て期を通じた切れ目のない支援を行っていきます。

施策

- | | |
|----------------------|------------------|
| (1) 出産や育児不安への相談体制の充実 | (2) 健康診査・保健指導の充実 |
|----------------------|------------------|

基本目標 2-2 健やかに子どもが成長できる環境づくりの推進

子どもたちが安全で安心して過ごせる多くの場所を持ちながら、さまざまな学びや体験活動を通して、豊かな人間性や生きる力を身につけられるよう取り組んでいきます。

また、配慮が必要な子どもたちがその能力や可能性を最大限伸ばせるよう、それぞれの状況やニーズに応じた支援を推進します。

施策

- | | |
|---------------------------|------------|
| (1) 子どもの成長を支える環境づくりや機会の創出 | (2) 居場所づくり |
| (3) 配慮を要する子どもへの支援 | |

基本目標 2-3 若者を支える環境づくりの推進

多様な価値観、考え方を尊重しつつ、家族を持ち、子どもを産み育てることや不安なく生活を始めることができるよう支援してきます。

施策

- | | |
|----------------------|------------------|
| (1) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定 | (2) 結婚を希望する方への支援 |
| (3) 若者へのヘルスケアの推進 | |

3 子育て当事者への支援

基本目標 3-1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

幼児教育・保育の無償化をはじめ、子ども医療費の助成、高校生年代を対象とする児童手当など、保護者への経済的支援を引き続き行います。

施策

- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

基本目標 3-2 地域子育て支援、家庭教育支援

子育て中の保護者と子どもが身近なところに集い、交流や相談ができる場所を提供していくとともに、個々のニーズに応じた子育て支援に関する情報の提供や子育て家庭への支援に努めます。

また、こども家庭センターにおいて、支援が必要な家庭や子どもを早期発見・対応していくため、関係機関との連携を強化していきます。

施策

- (1) 地域子育て支援、家庭教育支援
- (2) 子育て支援に関わる人材の確保・育成
- (3) こども・子育て情報発信の充実

基本目標 3-3 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

共働き・共育ての推進に向け、男性の家事や子育てへの参画促進等を進めるとともに、子どもを預け働くことができる環境を整備していきます。

施策

- (1) 共働き・共育ての推進
- (2) 仕事と子育ての両立ができる保育環境の充実

基本目標 3-4 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の生活の安定、経済的自立を助けるため、それぞれの状況に応じた支援を関係機関と連携しながら推進します。

施策

- (1) 子育て・生活の支援
- (2) 就業の支援
- (3) 経済的支援

子ども・子育て支援法に定める事業計画

本計画は、令和7年3月に策定した「第3期柴田町子ども・子育て支援事業計画」を包含することになることから、「量の見込み」と「確保方策」等をそのまま継承します。

■教育・保育事業の認定区分

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育を希望する就学前の子ども	幼稚園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども	保育園（所）
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた子ども	保育園（所）、地域型保育施設（小規模保育施設、家庭的保育施設）、認可外保育施設
こども誰でも通園制度	満3歳未満で月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労の有無などは問わず保育所を利用することが可能	

■地域子ども・子育て支援事業の事業概要

事業名	事業内容
利用者支援事業	家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用にあたっての情報集約・提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、地域関係機関との連絡調整等を実施する事業。
地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育所、公民館等の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の相互交流や育児相談、情報提供等を実施する事業。
妊婦健康診査	妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業。妊婦の健康保持及び増進を図るため、健康状況の把握、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた各種検査を行う事業。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師がその居宅を訪問し、保護者の育児等の養育能力を向上させるための指導・助言等を行う事業。
子育て短期支援事業	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において宿泊を伴う養育・保護を行う事業。
ファミリー・サポート・センター事業	子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）が登録し、子育ての相互援助活動を行う事業。
一時預かり事業	保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児又は幼児について、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的な預かりを行う事業。
延長保育事業	保育所利用者を対象に、通常の保育時間以外に保育を希望する場合に提供する事業。
病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業。
放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園に対して保護者が支払うべき副食材料費を助成する事業。
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	民間事業者の特定教育・保育施設等運営への参入促進の調査研究事業、及び多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、運営を促進するための事業。
子育て世帯訪問支援事業	虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭・妊産婦・ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業。
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポートや進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業。
親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業。
産後ケア事業	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を行う事業。

I 教育・保育の量の見込みと確保方策

1号認定・2号認定 (幼稚園)	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	人	563	554	521	480	469
1号認定	人	412	405	381	351	343
2号認定(教育希望)	人	151	149	140	129	126
②確保方策	人	710	650	650	650	650
幼稚園	人	0	0	0	0	0
施設型給付を受けない幼稚園	人	710	670	670	670	670

2号認定 (保育所・認定こども園)	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	人	300	296	278	256	250
②確保方策	人	337	337	337	337	337
保育所	人	332	332	332	332	332
認可外保育施設	人	5	5	5	5	5

0歳児	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	人	61	59	57	56	54
②確保方策	人	64	64	64	64	64
保育所	人	48	48	48	48	48
地域型保育事業	人	16	16	16	16	16
認可外保育施設	人	0	0	0	0	0

1歳児	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	人	91	94	90	88	85
②確保方策	人	102	102	102	102	102
保育所	人	69	69	69	69	69
地域型保育事業	人	33	33	33	33	33
認可外保育施設	人	0	0	0	0	0

2歳児	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	人	110	103	107	103	100
②確保方策	人	127	127	127	127	127
保育所	人	92	92	92	92	92
地域型保育事業	人	35	35	35	35	35
認可外保育施設	人	0	0	0	0	0

乳児等通園支援事業	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	延人		144	144	144	144
0歳児	延人		48	48	48	48
1歳児	延人		48	48	48	48
2歳児	延人		48	48	48	48
②確保方策	延人		144	144	144	144
0歳児	延人		48	48	48	48
1歳児	延人		48	48	48	48
2歳児	延人		48	48	48	48

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者 支援事業	基本型	施設数	1	1	1	1	1
	地域子育て相談機関		1	1	1	1	1
	特定型		0	0	0	0	0
	こども家庭センター型		1	1	1	1	1
	合計		3	3	3	3	3
	妊婦等包括相談支援事業型	延べ回数	543	522	510	498	480
地域子育て支援拠点事業	延べ人数	8,953	8,784	8,465	7,987	7,786	
妊婦健康診査	実人数	181	174	170	166	160	
乳児家庭全戸訪問事業	実人数	181	174	170	166	160	
養育支援訪問事業	実人数	18	17	17	16	16	
子育て短期支援事業	延べ人数	9	9	9	9	9	
ファミリー・サポート・センター事業	延べ人数	68	64	62	60	57	
幼稚園における預かり保育事業	延べ人数	17,617	16,472	16,011	15,394	14,322	
一時預かり事業	延べ人数	1,771	1,737	1,674	1,579	1,540	
延長保育事業	実人数	374	367	354	334	325	
病児保育事業	延べ人数	243	234	224	214	209	
放課後児童健全育成事業	実人数	374	361	348	344	326	
実費徴収に係る補足給付事業	実人数	84	84	84	84	84	
子育て世帯訪問支援事業	延べ人数	30	30	30	30	30	
産後ケア事業	延べ人数	92	89	87	85	82	

今後の量の見込みに対応する提供体制の確保を進めつつ、更なるニーズに対応できるよう、事業の充実を図ります。

■その他の事業の方向性

- ・児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業については、現在実施していませんが、今後もニーズの推移を見極め、実施について検討します。
- ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業については、住民ニーズに沿った多様なサービスの提供や教育・保育の継続的な充足のため、民間事業者の参入による多様な能力の活用が重要であると考えます。一方、事業者が採算性を確保し経営の安定性を維持できるよう、過剰供給を避けることも求められるため、本町における実情や需給の状態を十分に把握した上で実施を検討します。